

**令和7年度 地方職員共済組合広島県支部
・ 広島県職員互助会の福利厚生事業の概要**

1 掛金等

＜共済組合掛金・保険料＞

区 分		掛金・保険料率	
短期給付掛金等		標準報酬月額及び期末勤勉手当の額の 49.36‰	
介護保険料		" 8.09‰	
長期給付分	厚生年金保険料	" 91.50‰	
	退職等年金掛金	" 7.50‰	

＜互助会掛金＞

一般職員(再任用短時間勤務職員を含む)
は給料月額の 0.6%
被扶養者のない期間は 0.45%
短時間勤務職員は標準報酬月額の 0.53%
被扶養者のない期間は 0.4%

2 給付制度の概要 (ダイヤルイン) 082-513-2262

事 項	共 済 組 合		互 助 会	
	給付の種類	内 容	給付の種類	内 容
職員が病気にかかったとき	療養費	総医療費の 7 割	病気療養見舞金 ※毎年度 3 月末の決定時に会員資格を持つ者とその被扶養者が対象です	(本人) {総医療費-共済組合算定給付-2,800 円控除(1,000 円未満不支給)}の合計額の 7 割(年間 10 万円まで)
	一部負担金 払戻金又は高額療養費	総医療費-療養費-25,000 円控除 ※標準報酬月額が 530,000 円以上の職員は、50,000 円控除 (高額療養費：一定額超の部分)		(家族) {総医療費-共済組合算定給付-2,800 円控除(1,000 円未満不支給)}の合計額の 7 割(1 人当たり年間 10 万円まで)
家族が病気にかかったとき ※被扶養者であることが要件です	家族療養費	総医療費の 7 割	健康増進奨励事業	年度内を通じて医療機関等にかからなかった場合 5,000 円 ※各年度一年間を通しての会員本人が対象
	家族療養費 附加金又は高額療養費	総医療費-家族療養費-25,000 円控除 ※標準報酬月額が 530,000 円以上の職員の家族の場合は、50,000 円控除 (高額療養費：一定額超の部分)		
医療機関等にかからなかったとき	—	—	—	—
職員が出産したとき	出産費	定額給付 50 万円(産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合)		
	出産費 附加金	30,000 円		
	出産手当金	出産により勤務に服することができず、報酬の全額または一部が支給されない場合に、出産日の 42 日前(多胎妊娠は 98 日)から出産日の 56 日後までの期間について標準報酬日額×2/3 で算出した額が支給		
職員が育児休業をしたとき	育児休業 手当金 ※1	①育児休業開始日から 180 日に達するまでの間 1 日につき、標準報酬の日額×67/100 ②残りの期間(子が 1 歳に達する日まで) 1 日につき、標準報酬の日額×50/100	育児 支援金	100,000 円 (ただし、共済組合等の給付対象期間終了後も引き続き育児休業期間がある場合)

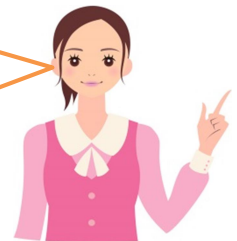
職員が育児休業をしたとき	育児休業支援手当金	組合員及びその配偶者の方が対象期間内に育児休業等を取得した場合、最大 28 日間、標準報酬の日額の 13% が支給されます。	—	—
	育児時短勤務手当金	組合員の方が 2 歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合、報酬の最大 10% に相当する額が支給されます。	—	—
家族が出産したとき	家族出産費	定額給付 50 万円（産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合）	—	—
	家族出産費附加金	30,000 円		
職員が死亡したとき	遺族厚生年金	遺族がいる場合（短時間勤務職員は日本年金機構での手続きになります。）	—	—
	埋葬料	定額給付 5 万円	死亡弔慰金	会員の死亡 100,000 円 配偶者の死亡 30,000 円
	弔慰金	災害死亡時・標準報酬の月額		
家族が死亡したとき	家族埋葬料	定額給付 5 万円	遺児育英資金	遺児 1 人につき 100,000 円
	家族弔慰金	災害死亡時・標準報酬月額×70/100		
病気のため給料が減額または支給されなくなったとき	傷病手当金	1 日につき、標準報酬の日額×2/3 ※詳細については、福利課給付年金係へお問合せください。 ※障害厚生年金等と併給調整有り	休業見舞金	休職となり給料が減額され始めたときから 3 か月を経過した会員 100,000 円
	障害厚生年金	障害等級 1 級～3 級に該当した時（傷病の初診日より共済組合又は日本年金機構での手続きが必要です。）	—	—
職員が介護休暇を取得したとき	介護休業手当金 ※1	介護休業の日数を通算して介護休業手当金の支給日数が 66 日を超えない範囲で、1 日につき、標準報酬の日額×67/100	介護支援金	共済の介護手当金給付終了後、1 日につき 3,000 円（10 万円まで） （ただし、共済組合等の給付対象期間終了後も引き続き介護休業期間がある場合）
家族の病気等で欠勤したとき	休業手当金	1 日につき、標準報酬の日額×50/100	—	—
天災などで損害を受けたとき	災害見舞金	損害の程度に応じ定められた月数×標準報酬の月額	災害見舞金	共済組合の災害見舞金の給付額に応じて 10 万円～2 万円又は 2 万円以下の必要な額
リフレッシュ休暇を取得するとき	—	—	リフレッシュ事業（リフレッシュ厚生計画の適用者のみ）	会員期間が 10 年以上で 4 月 1 日現在 40 歳の者に旅行券 30,000 円分を交付

※1 雇用保険での給付がある場合、共済組合からの給付はありません。

3 その他の給付事業の概要 (ダイヤルイン) 共済：082-513-2260、互助会 082-513-2262

区分	項目	内容
共済	メニュー事業	組合員が行う自己啓発や健康増進等の一定の事業に対して助成金を交付 ①自己啓発事業（資格試験の受験費用、文化教室の受講料など）上限 5,000 円 ②健康増進事業（カープ観戦、映画やコンサートのチケット代など）上限 4,000 円 ※ ①か②のどちらかのみ。併用はできません。 ※ 領収書・半券等を捨てないで！申請に必要です。 ※ 詳しいメニューの内容は別紙 1
共済	宿泊施設利用助成	指定宿泊施設に宿泊した場合に助成金を交付（2,000 円／人・泊 年間 15 回まで） ※ 宿泊料が 2,000 円未満の場合は制限あり ※ 公務出張及びその前後の宿泊は対象外 ※ 申請書に宿泊証明を受ける必要があります。領収書も必要。 ※ 共済関係の指定宿泊施設（これ以外にも県内を中心に宿泊施設を指定しています。ご利用ください。）
共済	歯科検診・歯石除去費用助成事業	歯科検診・歯石除去を実施した場合（対象者は、当該年度の 4 月 1 日に満年齢が奇数年齢の組合員。）に上限 3,000 円を交付 ※複数回実施した場合は合算可
共済	禁煙治療費助成事業	医療機関において禁煙治療を完了した場合に受診料、薬剤料及び証明手数料の総額の 2/3 を交付（上限額：12,000 円）。途中で治療断念した場合は不交付。 ※ 1 組合員につき 1 回のみ
互助会	インフルエンザ予防接種助成事業	年 1 回のみインフルエンザ予防接種ワクチン費用の 3/4 を助成 ※毎年度 10 月～2 月に実施。実施期間中の会員本人のみが対象
互助会	婚活応援事業	婚活イベント等参加費を助成（上限額：年間 10,000 円）
互助会	育児情報提供事業	2 歳未満の子を養育している場合：希望者に産休・育休・復職情報誌、育児情報誌提供

ぜひ、ご利用下さい！ 詳しくは福利厚生情報ページへ。
職員ポータルリンク集 → 各課ホームページの「福利課(福利厚生)」 → 「福利厚生情報ページ」
※ 申請書等もこちらから取り出してください。



4 生活習慣病予防検診事業

実施期間が決まっています。毎年度実施通知がなされますので、それに従ってください。

通院ドック等 (ダイヤルイン) 082-513-2260

- ・ 45 歳以上及び 35 歳以上の奇数年齢の組合員の通院ドック（県・共済費用負担） 自己負担 1 割
（通院ドックの受診機会に合わせてがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診、脳ドック、骨密度検査）可能。自己負担 1～2.5 割）
- ・ 31 歳及び 33 歳の組合員のミニドック（県・共済費用負担） 自己負担 1 割
- ・ 35 歳以上の奇数年齢の被扶養者の通院ドック実施（共済費用負担） 自己負担 2 割
※ 一年を通じて勤務する見込みの職員が対象

単独型・巡回型がん検診 (ダイヤルイン) 082-513-2260

- ・ 胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診、脳ドック、骨密度検査（県・互助会費用負担） 自己負担 1～2.5 割
※ それぞれに年齢要件あり。

4 その他

貸付事業（共済） (ダイヤルイン) 082-513-2260

- ・ 自動車の購入など組合員が臨時に資金を必要とする場合に借用事由に応じた様々な貸付を実施
※ 退職時は、貸付残高を一括弁済する必要あり

※ 住宅貸付については、任期が1年を超えない場合は利用できません。

※ 貸付金金利、貸付限度額等の詳細については別紙2

貯金事業（共済）

（ダイヤルイン）082-513-5720

- ・ 毎月の給料及び6月、12月の期末勤勉手当から定額を天引きする積立貯金を利用できます。
- ・ 積立貯金加入申込・払い戻し方法等の詳細は、福利厚生情報ページ（共済貯金）をご覧ください。

※ 貯金の利率：年0.4%（令和7年3月31日現在）

※ 会計年度任用職員については、システム構築中のため、当面对象外となります。

あっせん事業（互助会）

（ダイヤルイン）082-513-2262

- ・ 旅行商品や宿泊費、施設利用料、ローン等で民間事業者との提携により割引利用ができます。
- ・ 詳しくは福利厚生情報ページをご覧ください。また、公演等のイベント割引は適宜全庁掲示板でお知らせしています。

診療所（共済）

（ダイヤルイン）082-513-5710

- ・ 農林庁舎1階に診療所を開設しています。
- ・ 内科(放射線科を含む)一般診療のほかに、花粉症やドライアイの治療等も行っています。待ち時間もほとんど無しで受診でき、院内処方なので薬局に行く手間もかかりません。

※ 診療時間 9時～11時30分・13時～15時30分（月・水・木・金曜は午後休診）

図書室（共済）

（ダイヤルイン）082-513-2260

- ・ 本館地下1階に図書室を開設しています。

※ 貸出日 水曜日・金曜日 12時15分～13時 ※ 貸出期間 2週間（3冊まで）

理容所（共済）

内線 5736

- ・ 本庁本館地下1階に開設しています。営業日・時間等は、福利厚生情報ページをご覧ください。

※給付によっては対象とならない給付もありますので、ご注意ください。

【手続きにかかる様式は、こちらに掲載しています】

○福利厚生情報ページ・・・

リンク集>福利課（福利厚生）>福利厚生情報ページ

○グループウェアが見られない方は広島県ホームページから・・・

組織で探す>総務局>福利課>【福利厚生】情報ページ

メニュー事業の内容及び助成対象経費等

(1) 【自己啓発等メニュー事業（年間上限枠5,000円）】

メニュー	趣 旨	コード	内 容	対 象 者	助成対象経費	添付書類
自己啓発	組合員の資格取得等の自己啓発活動を支援する。 ※ 3	0101	内 容	組合員	資格試験の受験料・更新料	領収書
		0102	通信教育講座、大学で行われる公開講座、放送大学の科目履修等を受講する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	講座等の受講料	領収書
		0103	教養・文化教室、学会、各種講座・セミナー等を受講する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	講座等の受講料	領収書等 ※ 4
社会貢献	組合員の行う社会貢献活動を支援する。	0201	ボランティア活動に参加する組合員に対し、参加に要した費用について助成金を交付する。	組合員	参加旅費・宿泊費・参加料	領収書及び 証明書※ 5
育児・介護等支援	組合員の行う育児活動を支援する。	0301	チャイルドシートを購入（又はリース）する組合員、未就学児の一時的な保育サービスを利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	チャイルドシート購入費又はリース料・未就学児の一時的な保育サービスの利用料	領収書
	組合員の行う介護活動等を支援する。	0302	介護保険法及び障害者自立支援法上の居宅サービス又は施設サービスを利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	居宅サービス、施設サービスの利用料	領収書

(2) 【健康増進等メニュー事業（年間上限枠4,000円）】

メニュー	趣 旨	コード	内 容	対 象 者	助成対象経費	添付書類
健康増進	組合員の健康増進のための活動を支援する。	0601	スポーツ教室を受講する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	スポーツ教室の受講料	領収書
		0602	スキーリフト券等、自転車レンタル、テニスコート、プール等のスポーツ施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	スポーツ施設の利用料	領収書
		0603	市民マラソン大会など各種スポーツ大会に参加する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	大会の参加料	領収書
		0604	スーパー銭湯、温泉施設等の健康施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	健康施設利用料	領収書
文化活動	組合員の芸術文化鑑賞等の文化活動を支援する。	0701	映画、美術、演劇、コンサート等芸術・文化・芸能に関するイベントを鑑賞する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	入場料等	領収書・ チケット半券等
		0702	テーマパーク、博物館、水族館、動物園、植物園、名勝・旧跡等文化等に関する施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	入館料等	領収書・ チケット半券等
レクリエーション活動	組合員の行うレクリエーション活動を支援する。	0801	国、県及び他の地方公共団体が主催又は共催するイベントに参加する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	イベントの参加料	領収書
		0802	海外旅行を行う組合員に対し、その準備費用について助成金を交付する。	組合員 及び家族	パスポート取得費用、旅行保険料	領収書
		0803	プロスポーツ等の公式戦を観戦する組合員に対し、助成金を交付する。（プロ野球、プロサッカー、プロゴルフ等）	組合員 及び家族	球場・競技場の入場料・観戦料	領収書・ チケット半券等
		0804	宿泊施設（宿泊施設利用助成の申請したものを除く。）を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員 及び家族	宿泊料（交通費・飲食代は除く）	領収書

※ 1 各メニューにおいて、「受講料」には、教材・入会金を含み、機器購入費を含まない。

※ 2 各メニューにおいて、「領収書」には、銀行振込帳票等を含む。

※ 3 自己啓発メニューにおいて、広島県がその経費の一部を負担しているものは含まない。

※ 4 教養・文化教室、学会、各種講座・セミナー等受講助成(0103)において、費用が学会年会費のみの場合は、学会会員としての活動への参加など、自己啓発活動が確認できる書類を併せて提出する。

※ 5 ボランティア活動等参加費用助成(0201)において、「証明書」とはボランティア活動等参加が確認できる書類とする。

※ 6 自己啓発等メニュー事業及び健康増進等メニュー事業の併用はできない。

※ 7 組合員が参加しない家族のみの活動は対象とならない。

(単位：％)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	最低保障	年利率	弁済回数	備 考
普 通		組合員が臨時に資金を必要とするとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200 万円限度	—	1.26	120 月以内	
住 宅		組合員が自己の居住のための住宅の新築、増改築、修理、購入又は敷地の取得のために資金が必要なとき。	組合員期間 1年を超える (※)	給料月額×所定率 (退職手当相当額) 1,800 万円限度	1～3年 100 万円 3～7年 400 万円 7～12 年 700 万円 12～17 年 900 万円 17 年～ 1,100 万円	1.26	360 月以内	
災 害 貸 付	一般災害	組合員又はその被扶養者の水 震火災等の災害又は盗難等による損害	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200 万円限度	—	0.93	120 月以内	据置あり
	住宅災害 新規貸付	組合員の住宅又はその敷地の 水震火災等による災害(1/5 程度)	組合員期間 1年を超える (※)	住宅貸付に同じ	1～2年 100 万円 2～7年 400 万円 7～12 年 700 万円 12～17 年 900 万円 17 年～ 1,100 万円	0.93	360 月以内	
	住宅災害 再 貸 付	現に住宅貸付又は住宅災害新規 貸付を受けている組合員の 住宅又はその敷地の非常災害 による損害	組合員期間 1年を超える (※)	給料月額×所定率×2 (退職手当相当額) 1,900 万円限度	1～2年 150 万円 2～7年 450 万円 7～12 年 750 万円 12～17 年 950 万円 17 年～ 1,150 万円	0.93	360 月以内	
在宅介護 対応住宅		要介護者に配慮した住宅に係 る住宅貸付又は住宅災害貸付 を借り受けるとき。	組合員期間 1年を超える (※)	住宅貸付・住宅災害貸付 に 300 万円限度に加算	住宅貸付 → 災害貸付 →	1.00 0.93	360 月以内	
特 別 貸 付	医 療	組合員又は被扶養者が療養の ために資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 100 万円限度	—	1.26	120 月以内	
	入 学	組合員又は被扶養者(被扶養 者でない子を含む。)が進学の ために資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200 万円限度	—	1.26	120 月以内	修業年数 に応じた 据置あり
	修 学	組合員又は被扶養者(被扶養 者でない子を含む。)が修学の ために資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	各月 15 万円 (年額 180 万円)	—	1.26	150 月以内	
	結 婚	組合員、その被扶養者又は被 扶養者でない子、孫若しくは兄 弟姉妹の婚姻で資金が必要とな とき	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200 万円限度	—	1.26	120 月以内	
	葬 祭	被扶養者又は被扶養者でない 配偶者、子、父母、兄弟姉妹若 しくは配偶者の父母の葬祭を 行うため、資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200 万円限度	—	1.26	120 月以内	
出 産		組合員又は被扶養者が出産の ために資金が必要なとき	組合員資格 取得日から	出産費・家族出産費に 相当する額	—	無利子	出産費等 支給時に弁済	
高額医療		組合員又は被扶養者が高額療 養費の支給対象となる療養に 係る資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	高額療養費に相当する額	—	無利子	高額療養費 支給時に弁済	

※ 借受資格が組合員期間1年を超えることが条件の貸付については、任期が1年を超えない場合は、利用できない。

注 1 随時弁済をする場合は、全部弁済、一部弁済とも毎月 25 日までに指定口座へ振り込む。

2 育児休業・介護休暇期間中は、本人の申請により、元金及び利息について償還猶予の制度がある。ただし、職務復帰後は、各月の返済額と当該猶予額の1月分を合わせて返済することとなる。